

# 旅行雑誌型フリーマガジン制作業務委託仕様書

## 1. 件名

旅行雑誌型フリーマガジン制作業務委託

## 2. 目的

グルメ・ショッピング・エンターテインメントなどの都市型観光や自然・特産品などを楽しむことで、地域の魅力をより多くの市民や市外からの来訪者に知ってもらい、本市の魅力が市内外にも拡散することで、さらに人を惹きつけ、地域経済に貢献することを目的とする。

本業務では、船橋市のグルメやアクティビティ、イベント等の観光情報を掲載した冊子を作成すること。作成する冊子は、船橋市内の周遊性を高め、読者が市内の魅力を共有したくなるような内容とすること。

## 3. 担当部課

経済部 商工振興課

## 4. 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 5. 配布場所

船橋市内のみならず、千葉県内、東京都内など本市への観光誘致が見込める場所

## 6. 業務内容

### 6-1. 概要

- ① 「旅行雑誌型フリーマガジン」の企画立案・取材・記事作成・デザイン・レイアウト・編集等
- ② 「旅行雑誌型フリーマガジン」の印刷・製本・納品
- ③ 「旅行雑誌型フリーマガジン」データ納品（PDF、電子ブック等）
- ④ 「旅行雑誌型フリーマガジン」制作に係るその他付随業務

### 6-2. 編集方針

- ① 年代及び性別を問わず、地域の魅力をより多くの市民や市外からの来訪者に知ってもらうこと
- ② 市内在住者にとっても新たな発見ができるよう、既存のスポットのみならず、船橋市の新たなスポットを発掘し、積極的に取材・掲載すること
- ③ 読者がSNSを活用して共有（シェア）するなど、読者が身近な人に周知する波及効果も考慮した工夫を施すこと
- ④ 季刊誌ではなく通年の冊子となるため、一つ一つのスポット紹介だけでなく、滞在時間の延長も考慮した構成とすること
- ⑤ 船橋市商工業戦略プラン（令和8（2026）～令和17（2035）年度）に記載している「自然エリア」「グルメエリア」「街歩きエリア」の周遊性を高められる内容とすること

- ⑥ 交通利便性が高いという市の特性を活かすため、訪れた人が円滑に移動できるルートや移動手段の提案についても考慮すること
- ⑦ 幅広い年齢層の方が手に取る可能性があるため、情報量だけでなく、読みやすさや視覚的に理解できる工夫（レイアウト・デザインの工夫や位置関係を示した地図の掲載など）に配慮すること

### 6-3. 発行部数・体裁

発行部数は50,000部以上とし、冊子は16頁以上のものとする。また、版型・紙質は問わないが、読者の手の取りやすさや配布を考慮したものとし、提案により検討する。

### 6-4. 原稿

- ① 受注業者が取材・作成の全ての責を負う。
- ② 掲載する写真・イラスト等は、原則受注者が手配する。ただし、必要に応じ市から提供する。
- ③ 掲載すべき内容については、協議により最終決定とする。
- ④ 校正は「初校、再校、色校」の計3回とする。再校以降の修正方法は発注者と協議すること。

### 6-5. スケジュール

年間を通して見られる旅行雑誌という特性を考慮し、写真撮影や掲載内容について綿密に市と協議することを前提にスケジュールをつくること。成果物の納品は、「4.履行期間」までとする。

### 6-6. 修正・編集作業

市が指示する訂正箇所について修正作業を行うこと。

### 6-7. 船橋市外への納品

千葉県内、東京都内など本市への観光誘致が見込める場所に10,000部納品すること。納品時の郵送費は受注者にて負担すること。また、納品場所については、受注者にて提案のうえ、発注者と協議し決めること。

## 7. 提案限度額

本業務委託の提案限度額は5,819,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

## 8. 著作権

- ① 成果物の著作権については、別途協議により定める。
- ② 発注者が提供するデータ類（画像・イラスト等）について、受託者は発注者の許可なく提供・転載等活用してはならない。

## 9. 納品物

- ① 業務計画書（スケジュール等）・・・契約締結後速やかに提出
- ② 「旅行雑誌型フリーマガジン」の製本を50,000部
- ③ 「旅行雑誌型フリーマガジン」のデータ（PDF、電子ブック等）を1部

- ④ 業務完了報告書・・・契約終了までに提出

## 10. 支払期日及び方法

契約金額の支払いは、一括払いとする。なお、検査合格後、適法な支払請求を受けた日から、30日以内に支払うものとする。

## 11. 機密保持及び情報セキュリティの確保

- ① 受注者は、委託業務に関連して知り得た船橋市の機密に関する事項及び個人情報に関する事項については、「個人情報の保護に関する法律」、「船橋市個人情報の保護に関する法律施行条例」、「船橋市情報資産の保護及び管理に関する規程」及び「船橋市情報セキュリティ対策基準」等に基づいて適切に管理し、契約期間中はもとより、契約期間後も第三者に漏洩してはならない。
- ② 受注者は、発注者の許可なく業務実施場所から個人情報等（機密情報を含む）の情報資産を持ち出してはならない。
- ③ 個人情報等（機密情報を含む）の情報資産の授受は、発注者の指定する方法により、発注者の指定する職員と受注者の指定する者の間で行うものとする。

## 12. 疑義

本仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた場合は、発注者及び受注者で協議のうえ取り決めを行い、受注者において協議記録を作成する。尚、協議記録は発注者の承認を得るものとする。

## 13. 特記事項

- ① 受注者は、契約締結後、速やかに業務計画書、またはそれに準ずる業務スケジュールを提出すること。
- ② 本業務に必要な機械・設備の使用は、発注者の許可を受けたうえで認めるものとする。
- ③ 本業務の処理により、発注者及び第三者に損害を与えた場合は、受注者が損害賠償の責任を負うものとする。
- ④ 本業務は、第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の許諾を得た場合はその限りではない。

### 【お問合せ先】

船橋市 経済部 商工振興課

観光プロモーション係 塚原・鈴木（康介）

電話：047-436-2473／FAX：047-436-2466

メール：kankopromo@city.funabashi.lg.jp